

2024年1月

Contents

- I. 【アルゼンチン】新大統領による法制度改革
- II. 【シンガポール】「重要投資審査法」の可決

I. 【アルゼンチン】新大統領による法制度改革

1. はじめに

2023年12月10日、ハビエル・ミレイ(Javier Milei)氏がアルゼンチンの行政府(*El Poder Ejecutivo*)の長である大統領に就任した¹。新大統領であるミレイ氏が率いる新政権は、2023年12月21日、「アルゼンチン経済の再編のための基盤(*Bases para la Reconstrucción de la Economía Argentina*)」と称する緊急政令(以下「緊急政令 70/2023」という。)を公布した²。緊急政令 70/2023 は、後述のとおり、アルゼンチンの様々な法制度の改革をもたらすものである。

後述のとおり、緊急政令 70/2023 は立法府により否決され廃止されうるものである(また、承認されたとしても別途司法府による合憲性審査の対象となりうる)が、立法府により承認され、各改正法が成立すれば、現行のアルゼンチンの法制度は様々な面で修正されることとなる。また、仮に緊急政令 70/2023 は立法府により否決され廃止されたとしても、緊急政令 70/2023 の内容を踏まえて立法や法改正の議論が進展することは想像に難くない。このように、アルゼンチンの法制度の顕著な発展が予定されていることに鑑みて、本稿では、緊急政令 70/2023 の概要について解説することとする。

2. 改正の背景

大統領による緊急政令の公布権は、アルゼンチン憲法に基づくものである³。アルゼンチンの立法府は、法 26122 号⁴に基づき、かかる緊急政令をコントロールする。すなわち、常設の二院が緊急政令を承認するか否かを決定する⁵。両院の承認期間は特に定められておらず、緊急政令は公布後、それ自体が決定した日、又は公

1 <https://www.caserosada.gob.ar/informacion/discursos/50257-palabras-del-presidente-de-la-nacion-javier-milei-luego-de-la-asuncion-presidencial-desde-el-balcon-de-la-casa-rosada>

2 緊急政令 70/2023 の原文は[こちら](#)で確認可能である(スペイン語原文のみ閲覧可能)。

3 アルゼンチン憲法 99 条 3 項(アルゼンチン憲法の原文は[こちら](#)で確認可能である(スペイン語原文のみ閲覧可能))。

4 法 26122 号の原文は[こちら](#)で確認可能である(スペイン語原文のみ閲覧可能)。

5 法 26122 号 10 条及び 13 条

布日の翌日から起算して 8 日目以降に効力を発する⁶。緊急政令 70/23 は具体的な発効日を定めていないため、公布から 8 日目以降に発効することになり、現在(2024 年 1 月 21 日執筆時点)は有効であると思われる。両院が否決した場合、緊急政令 70/2023 は廃止されるが、廃止は緊急政令が有効であった間に生じた権利には影響しないものと思われる⁷。

3. 改正法案の概要

緊急政令 70/2023 は様々な法律を改正するものであり、改正項目は非常に多い。本稿では緊急政令 70/2023 による改正のうち、主要な点の概要のみ述べる。

(1) 会社法制

連邦政府が出資する企業(国有企業)は特別法に基づき規制されていたが、国営企業の法的地位が修正され、通常の企業と同様に法 19550 号(アルゼンチン会社法)の規定に服するものとされる⁸。国営企業は、所定の期間内にアルゼンチン会社法上の会社へと変更されなければならない⁹。これまで国営企業に適用があった特別法のいくつかは廃止されることとなる¹⁰。

(2) 労働法の改正

多数の労働関連法令が改正された¹¹。改正の内容は、労働法上の登録義務の緩和及び手続の簡易化、役員提供の事実による労働契約の存在のみなし規定の新設、試用期間の上限の延長、雇用の終了・解雇についてのルールの修正、テレワークの定め等の修正等多岐にわたる¹²。

(3) 土地利用規制の緩和

農村部の土地を取得しようとする外国人(法人を含む)に適用される一定の制限が廃止された。すなわち、法 26737 号は、外国人によるアルゼンチン領土内の農地の取得を制限していたが、かかる制限が撤廃されることとなる¹³。

(4) 賃貸借法制

不動産賃貸に関する法制度も修正された¹⁴。例えば、契約自由の原則を制限する法の定めが撤廃され、当事者が、賃料や保証金として提供される金額と通貨(外国通貨を含む)、賃料の支払頻度、及び賃貸終了時の返還方法を自由に決定できるようになり、また、賃貸借契約の解除／解約に関するルールも修正される¹⁵。

6 法 26122 号 17 条及びアルゼンチン民法 2 条(アルゼンチン民法の原文は[こちら](#)で確認可能である(スペイン語原文のみ閲覧可能))

7 法 26122 号 24 条

8 緊急政令 70/2023 の 7 頁、18 頁及び 19 頁

9 緊急政令 70/2023 の 19 頁

10 緊急政令 70/2023 の 18 頁

11 緊急政令 70/2023 の 8 頁及び 20 頁から 31 頁

12 緊急政令 70/2023 の 8 頁及び 19 頁から 31 頁

13 緊急政令 70/2023 の 6 頁及び 49 頁

14 緊急政令 70/2023 の 9 頁、13 頁及び 66 頁から 68 頁

15 緊急政令 70/2023 の 9 頁、13 頁及び 66 頁から 68 頁

4. 緊急政令 70/2023 の意味合い

緊急政令 70/2023 による法制度の改革はいわゆる規制緩和と評価できるものが多く、また、外国投資家にも好ましいものも少なくない。前述のとおり、緊急政令 70/2023 が立法府により否決され廃止される可能性はあるものの、少なくとも新大統領により就任直後に国策が明確に示されたといえる。中南米で 2 番目に大きい国土(日本の 7 倍以上)を持ち、およそ 5000 万人の人口を抱えるアルゼンチンは、今後の動向如何では日本企業にとってますます魅力的な進出先候補となりうる。

【アルゼンチン】
弁護士 西山 洋祐

Ⅱ.【シンガポール】「重要投資審査法」の可決

1. はじめに

国家安全保障のために、内国企業等への投資を事前に審査できる仕組みを設けることは世界中でますます一般的な傾向となっており、少なくとも 37 か国がそのような規制を導入している。このような潮流の中、シンガポールにおいても、2024 年 1 月 9 日に国会で国家安全保障にとって重要な企業への投資の可否を審査する法案(Significant Investments Review Act(重要投資審査法))(以下「本法案」という。)¹⁶が可決された。本法案については、数か月以内に施行されることが予定されている。

本稿では、本法案の概要について紹介する。

2. 概要

本法案は、地政学的・経済的不確実性が高まる中、シンガポール政府が安全保障上重要と判断した企業に対する国内外からの投資を規制する。本法案の特徴は大きく以下の 2 点である。

- 本法案は、外国投資家による投資(Foreign Direct Investment)だけでなく、国内投資家による投資についても規制対象としている。したがって、外国投資家による投資を対象とする米国のCFIUSとはアプローチが異なる。
- 本法案に基づき、シンガポール政府が国家安全保障上重要と判断した企業がバイネームで特定され(designated entity、以下「指定企業」という。)、指定企業に対する投資等が規制対象とされることになる。かかるアプローチは、日本の外為法の指定業種を営む内国法人に対する投資を事前届出の対象とする規制や、米国のCFIUSにおける広範な規制¹⁷とはアプローチが異なる。

以下、(i)規制の対象となる企業の特定に関するメカニズムと、(ii)規制の対象となる投資等の行為に分けて詳述する。

3. (i)指定企業の決定に関するメカニズム

まず、指定企業の決定に関するメカニズムについてであるが、本法案は、貿易産業大臣(Minister of Trade and Industry)に対し、当該決定に関する権限を付与している。具体的には、以下に列挙する各法人につき、貿易産業大臣がシンガポールの国家安全保障(Singapore's national security)上、指定が必要であると判断した場合、貿易産業大臣は当該法人を指定企業とすることができる¹⁸。特に、指定企業となる法人が、シンガポール法に依拠して設立されたシンガポール法人に限定されていない点に留意が必要である。

¹⁶ 法案の内容については、以下のリンクのとおりである。

<https://www.parliament.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/significant-investments-review-bill-38-2023.pdf>

¹⁷ Covered investment については、一定の事業(TID U.S. Business)を営む米国法人への投資等が対象となり、Covered control transaction については、CFIUS が国家安全保障上問題があると判断した投資全てに関して、一定の措置等をとることができることとされている。

¹⁸ 本法案 17 条(1)

- (ア) シンガポール法人(Any entity incorporated, formed or established in Singapore)
- (イ) シンガポールにおいて、事業を行っている法人(Any entity that carries out any activity in Singapore)
- (ウ) シンガポールに所在する者に対し、物品又はサービスの提供を行っている法人(Any entity that provides any goods and services to any person in Singapore)

上記のとおり、指定企業となるのは、貿易産業大臣がシンガポールの国家安全保障の観点から指定が必要であると判断した法人とされているが、本法案上、国家安全保障等に関する具体的な定義は存在しない(後述するとおり、各種の要素を総合考慮して、貿易産業大臣が決定する。)。これは、急速に変化する世界情勢の中で、時間の経過とともに出現する可能性のある新たなリスクに柔軟に対処し、本法案の実効性を担保することを目的としていると考えられる。かかる国家安全保障に対する広範なアプローチは、米国を含む他の外国投資制度にも採用されており、世界的に珍しいことではないと思われる。

貿易産業大臣が指定企業を決定するに当たっては、以下の各要素を総合考慮することとされている¹⁹。

- 当該法人がシンガポールの国家安全保障上の利益に関連して重要な機能を有しているか
- 当該法人が国家安全保障上、代替性がない又は代替性に乏しいか
- 国家安全保障上の利益が、他の既存の法律によって既に規制されているかどうか

現状指定企業のリストについては公表されていないものの、貿易産業大臣は少数の企業のみを指定するとの説明を行っている。電気通信、銀行、公益事業などを営む法人については、当該各分野を対象とする規制法が存在するため、指定企業のリストには含まれない。

4. (ii)規制の対象となる投資等の行為

本法案上、貿易産業大臣への通知又は承認が必要となるのは、指定企業に対する以下の行為である²⁰。

- (ア) 指定企業の株式の5%²¹以上の保有者になった場合:指定企業の株式の保有者は、7日以内に貿易産業大臣に通知する必要がある(事後通知)²²。
- (イ) 指定企業の株式の12%、25%又は50%の保有者になる、又は間接的な保有者になる場合:貿易産業大臣からの事前承認が必要となる。
- (ウ) 指定企業に対する株式保有割合が50%又は75%を下回ることとなる場合:貿易産業大臣の事前承認が必要となる。

上記(イ)又は(ウ)の取引が、必要な承認なしに実行された場合、貿易産業大臣が別途認めない限り、当該取引は無効になる。

加えて指定企業も、上記の各取引等を認識した場合、当該認識後7日以内に、貿易産業大臣に通知を行う

¹⁹ 本法案に関する貿易産業大臣による声明(50及び51項参照)

<https://www.mti.gov.sg/Newsroom/Speeches/2024/01/Speech-by-Minister-Gan-Kim-Yong-during-the-Second-Reading>

²⁰ その他、解散等(voluntary winding up)や、CEO及び取締役の任命についても、貿易産業大臣の承認が必要とされている(本法案26条(1)、27条(1))。

²¹ 本法案上、各株式保有割合については柔軟に変更できるように設計されている(本法案16条(2))。

²² 本法案18条(1)

必要がある²³。

5. 今後の動向

上記のとおり現状指定企業のリストについては公表されていないものの、貿易産業大臣は既に指定企業の決定を行い、各指定企業に対し、通知を行ったとされている。本法案の発効後は、企業や潜在的な投資家に対する透明性と確実性を確保するため、指定企業の追加又は取消しは、全て官報で通知されることになる。今後シンガポールへの投資を行う投資家においては、対象会社が指定企業に該当するか否かにつき、事前に確認を行う必要がある。

【シンガポール】
弁護士 鈴木 洋介
弁護士 ジェスリン コー

²³ 本法案 20 条(1)

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com